（基準補塡金額及び補塡対象金額の変更方法）

第百九十四条　基準補塡金額及び補塡対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第五項及び第百八十二条」とあるのは、「第百九十二条及び第百九十三条第一項」と読み替えるものとする。

（保険期間の基準）

第百九十五条　法第百八十三条の農林水産省令で定める基準は、個人にあっては毎年一月から十二月までの一年間、法人又は連結親法人にあってはその事業年度又は連結事業年度を基礎とする一年間となるよう保険期間を定めることとする。

（農業経営の全部譲渡）

第百九十六条　法第百八十四条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、当該農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体とした譲渡しに関する契約の内容を書面により明らかにすることとする。

（被保険者の遵守すべき事項）

第百九十七条　法第百八十五条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農作業について記録した日誌、事業用消費について記録した帳簿及び対象農産物等の販売について記録した帳簿を備え付けて、これらに農作業の状況その他の農業経営に関する事項を記録し、かつ、これらを保存していること。

二　農業経営に関する計画につき、生産する対象農産物等の種類の変更その他の変更が生じた場合（保険期間に係るものに限る。）には、全国連合会に通知すること。

三　第百八十三条第一項各号に規定する期間における青色申告書（青色申告決算書を含む。）の内容について変更が生じた場合には、全国連合会に通知すること。

四　全国連合会による調査及び必要な資料の提供に協力すること。

（重要な事実又は事項）

第百九十八条　法第百八十六条第一号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次に掲げる事項とする。

一　申込みの時において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあっては、その事由

二　所得税又は法人税の申告方法に変更があること。

三　第百七十九条の規定により提出した書類の記載事項のうち、次に掲げる事項

イ　過去における農業収入金額に関する事項のうち対象農産物等の種類、保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、販売金額、事業用消費の金額並びに経営面積

ロ　農業経営に関する計画に関する事項のうち、次に掲げる事項（保険期間に係るものに限る。）

(1)　対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模、栽培又は飼養の時期及び経営面積

(2)　対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、収穫量又は出荷頭羽数、販売金額、事業用消費の金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項

ハ　青色申告書を提出した実績に関する事項

（損害の額の認定の基準）

第百九十九条　法第百八十七条において準用する法第百三十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、損害の額の認定が農林水産大臣の定める準則に従って行われていることとする。

（事務費の負担の承認申請手続）

第二百条　全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第一項の規定を準用する。

2　全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項後段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第二項の規定を準用する。

（委託することができる業務）

第二百一条　法第百八十八条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　農業経営収入保険（法第百八十二条第一項の特約を含む。）の引受けに係る業務（保険関係の成立についての申込みの承諾の決定に係るものを除く。）

二　保険金又は特約補塡金の支払に係る業務（保険金又は特約補塡金の額の決定に係るものを除く。）

三　法第百八十二条第一項第一号の積立金の受領に係る業務

四　事務費の徴収に係る業務

五　農業経営収入保険事業の実施に必要な調査に係る業務

六　保険事故の発生の防止に係る業務

（業務を委託することができる金融機関）

第二百二条　法第百八十八条第一項第二号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行法第二条第一項に規定する銀行

二　信用金庫及び信用金庫連合会

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会

四　労働金庫及び労働金庫連合会

五　農林中央金庫

六　損害保険会社

第五章　政府の再保険事業等

第一節　農業共済責任保険事業に係る再保険事業

（農作物再保険区分）

第二百三条　令第三十条第一項の農林水産省令で定める区分（第二百九条第一項において「農作物再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一　法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二　法第百三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

（果樹再保険区分）

第二百四条　令第三十条第三項の農林水産省令で定める区分（第二百十二条において「果樹再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一　法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係及び樹体共済の共済関係

二　法第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係

（畑作物再保険区分）

第二百五条　令第三十条第四項の農林水産省令で定める区分（第二百十六条第一項において「畑作物再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一　法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二　法第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

（園芸施設基準率）

第二百六条　令第三十条第五項の農林水産省令で定める率は、百分の三十とする。

（農作物異常責任保険金額）

第二百七条　令第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。